

平成22年（行コ）第208号 公金支出差止等控訴事件

控訴人 飯岡三和子 外91名

被控訴人 世田谷区長

### 準備書面（3）

2011年8月31日

東京高等裁判所第24民事部イS係御中

控訴人ら代理人 弁護士 淵脇みどり

同 弁護士 原希世巳

同 弁護士 小林 容子

同 弁護士 吉田悌一郎 同

弁護士 牧戸 美佳

#### 第1 世田谷区政の情勢の変化

##### 1 区長の交代と世田谷区議会の動き

保坂展人新世田谷区長のもとで、本件再開発事業における、公金支出の違法不当性を問う声や、本件再開発事業そのものの、もつ権利侵害性、非公共性について、区議会において、共産党の中里議員、社民党の羽田議員、生活者ネットの植田議員、無所属の木下議員ら複数の会派、議員から厳しい質問が相次いだ（甲181）。今や、世田谷区政における最重要課題の1つとなっている。

世田谷区長はビル風の被害が予想以上に大きく、現実にけが人が出ている事実や、水害対策に不安があることを認識していると述べる一方、土木事業担当部長は、当該再開発地域の雨水対策はわずか20%にとどまっていることを述べるなど、問題点がますます明らかに成ってきている。

保坂新区長は「大型開発優先の区政からの転換」を公約に掲げて区長選に当選ししたことを認め、二子玉川再開発事業について「この大きな開発の問題については、これからの区政運営に細心の注意を払いながら勸めていく。住民参加と情

報公開とそして必要なみなさんの意見をどのように反映できるのかと言うことについて心を砕いていきたい。」と答弁した。

## 2 区政転換の要因

これは明らかに従来の熊本前区長による大型開発優先の区政が転換されつつあることを示すものである。原告らがこれまで主張してきた本件再開発事業の様々な問題点が、多くの区民から理解され、本件再開発事業の見直しを目指す世論の広がりがあり、このような区政転換の要因になったことは疑いない。

特に第2期工事について、「全体工事費の縮減」や「補助金の前提としての公益性の検証」に言及している点はきわめて注目すべきである。保坂区長のこのような姿勢は、適法性に重大な問題がある本件再開発事業への対応としてはきわめて当然のものであり、これを貫けば、少なくとも第2期事業にかかる補助金支出は認められる余地はないことが明らかである。

## 3 世田谷区の行政経営改革重点事業への組み入れ（甲182号証）

世田谷区は本年8月に発表した行政経営改革重点事業として「幅広い調整、議論等が必要なもの、見直しによる財政効果が大きいと考えられるもの等」として24の事業を選定した。（甲182号証別紙）。

その中に番号19として「二子玉川東第二地区市街地再開発組合（2期）への補助事業精査」が選定され、「再開発組合にコスト縮減を指導するとともに、補助対象事業の精査に取り組む。」とした。前熊本区長の区政においては、再開発事業は、「精査、見直し」の及ばない「聖域」であった扱いとは明らかに改善、進展が見られる対応である。

まさに、原告は本件訴訟で前熊本区長に訴え来た争点が以下の2点である。

「そもそも、本件再開発事業は、公金を支出するに値する公共性公益性があるのか」との争点、「次に、個別の補助金の支出について、施行者作成の報告書のみで、杜撰に支出され、世田谷区には補助金に相応する個別の支出について、一切

領収証、契約書、見積書、基本設計等の成果物が提出保管されないままで「施行者」の言うなりの補助金が支出されたことが違法不当である。世田谷区の担当者が、退職翌日から再開発組合の事務局長に就任し、そのものが作成した報告書でノーチェックで公金を垂れ流すことを、世田谷区長自身が放置し、容認してきた組織的人的癒着構造を弾劾すべきである。」との争点である。これらの争点に、ようやく世田谷区自身が向き合う機運ができてきたと言うべきである。

世田谷区が健全な自治体で住民の福祉のために行政を行うのであれば、余りにも当然野対応であるが、しかしながら、余りにも遅すぎるとも言うべきである。平成22年までに、すでに本件再開発に関連して道路、、公園も入れると合計約425億円が支出されている。(甲180)

## 第2 人証採用について

本件控訴審における人証申出書について、証拠として採用すべきである理由、必要性について、すでに準備書面で申し述べたが、本日証人三浦史郎の陳述書甲177号証を追加する。

甲177号証、甲169号証、甲170号証にあるように証人は、再開発コンサルタントとして多数の再開発事業を実現してきた。現状の再開発をめぐる状況から、低層低容積の周辺環境に配慮した事業に切り替えるべきであること。都市計画で認められた容積率の半分程度で十分に地域にも配慮し、事業者も満足する再開発事業が可能であることを実体験に基づいて述べている。

全国市街地再開発協会はその後も、低容積型再開発に積極的な評価を与えており、2001年から2002年には「軽装備再開発に関する検討調査」を行っている。これからの「人口減少・安定成長時代」の再開発コンセプトが「低容積率再開発」である。本件事業は「複数代替案の比較検討」が全く行われていないことから、問題だと指摘している今や再開発事業は①容積神話から脱却し、②需要を創り出すという発想を辞め、③地域力を高めるまちづくりを目指すべきと指摘している。本件再開発事業は、まさにこのコンセプトに完全に反する事業である。

証人の係る専門的な経験をふまえた証言は、再開発事業を推進するコンサルタント事業者の観点から見ても、本件再開発事業には公共性がなく、裁量権を逸脱するものであるという判断を裏付ける重要な証言である。

真に、あるべきまちづくりのために再開発事業を進めようとするならば、地権者や、周辺住民の環境に配慮し、地域のコミュニティを育てる観点が不可欠なのである。公金が支出されるためには、まさに係る観点からの公益的、公共的な再開発事業であることが必要であり、容積率を最大限確保するという超高層ビル主体の本件再開発事業への補助金の支出は違法不当である。

以上